

みんなで 護ろう文化財

VOL.33

文化財保護委員会



特別編

遺跡の保護と遺跡内での工事の際の手続きについて

阿蘇市教育委員会
文化財保護委員会

遺跡とは

地面上に埋まっている昔の人々が生活した跡のことを遺跡と呼び、家や墓、それらがまとまつた集落、館跡などがあります。また地上にある古墳や城跡も遺跡に含まれます。

阿蘇の遺跡はどれくらいある?

阿蘇市内には586ヶ所あり、その詳細な場所は、熊本県教育委員会が発行した『熊本県遺跡地図』や旧阿蘇町教育委員会で発行した『阿蘇町遺跡地図』に掲載され公開されています。

遺跡は情報の宝庫!

遺跡には過去何万年の昔からの人々の生活の情報が残されています。

特に文字がなく正確な記録がない時代のことは、遺跡に残された生活の跡や出土する道具など通じて知るしかありません。遺跡に残された情報から現在では失われた技術や文化を読み取ることができます。

遺跡を守るには

遺跡は地面に埋もれていることが多く、その上に新しい道路や建物を作る必要がある場合、遺跡を壊してしまうことがあります。遺跡は「文化財保護法」という法律の中で保護することが決められており、遺跡の中で工事をする場合には、教育委員会に工事をすることと工事の内容を届け出してもらうことになっています。

届け出が必要なのは、

- ①建物・工作物の新築・改築・増築するときに土地を掘削する、また盛土する場合
- ②鉱物を掘削し、土石を採取するとき
- ③土地を開墾したり、埋め立てたりして土地の形状を大きく変更するとき
- ④その他、地面を掘削したり、また盛土をする場合

など土地の形状を変えるあらゆる工事です。

届け出をしてもらうことで、遺跡でどのような工事があるのかを把握でき、また遺跡を守りながら工事可能な方法を探るための必要な調査ができます。

法律では事業者が工事を始める60日前までに届け出することになつていますが、できるだけ早く教育委員会にご相談ください。また

工事予定地が遺跡に該当するかの照会も隨時受け付けています。

発掘調査はなぜ必要?

届け出を受けた後、教育委員会では工事予定地を現地確認します。土地の変更が小規模な工事では、遺跡に影響が少ないと判断して慎重工事や工事立会いをお願いしています。

また地面を掘削するなど大きな影響がある場合には、教育委員会で予定地の一部を掘り、地下に遺跡が残っているのか、どのくらいの深さにあるのかを調べます(試掘・確認調査)。その結果を基に遺跡を保護するために予定している建物位置の変更や盛土などの工法変更をお願いします。

届け出等のお問合せ先

教育課社会教育係

☎ 090-3229-5205

このような変更が不可能で、どうしても工事で遺跡を壊さなくてはならない場合は、最終的に壊される遺跡の情報を記録するために発掘調査をします。調査で得られたあらゆる情報が、失われる遺跡の代わりとなつて、将来にわたつて保存されることになります。



工事予定地内の試掘の様子